

令和6年7月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年7月31日(水) 午後1時00分～午後3時00分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飴 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
05. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
07. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
09. 議案第7号 農地利用の利用目的変更届について
10. 議案第8号 非農地証明願について
11. 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更(編入、除外)について
12. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和6年7月、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	——— 会務報告 ———
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員15番、農業委員、農業委員16番、農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の局長補佐と、主任主査を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。

	——— 日程第３ 議案第１号 ———
議 長	それでは、日程第３、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。１番から１９番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明いたします。総会資料は１ページです。契約年数につきましては、１年間で５件、２年間で２件、５年間で６件、７年間で２件、１０年間で４件、合計１９件、面積は合計で４３,３１３㎡となっております。内容につきましては、総会資料の１ページからですので、ご確認ください。なお、総会資料の５ページの、１９番が農業委員１６番に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加することができませんので、ご理解をお願いします。以上で１号議案の説明を終わります。
議 長	これより、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番から１９番について、質疑に入ります。なお、１９番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、１番から１８番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番から１８番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１番から１８番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、１９番の関係者、農業委員１６番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）

議 長	これより、19番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、19番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、19番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員16番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	—— 日程第4 議案第2号 ——
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。なお、議事参与制限により、農業委員4番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	それでは、1番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は6ページです。今月の件数につきましては、1件です。それでは、1番につきまして、説明いたします。譲受人は〇〇です。譲渡人〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、船津〇〇番、登記地目は畑、面積は54㎡です。対価につきましては、総額〇〇,〇〇〇円で、10アール当たりの単価が、〇〇〇,〇〇〇円ということで、決定いたしました。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、あっせんの経過報告をお願いします。

委員	はい、農業委員15番です。あっせんの経過につきまして説明いたします。船津〇〇番、地目は畑、面積は54㎡について、令和6年〇月〇日より、始良市役所本館の会議室において、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員として、私と7番推進委員、5農業委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、畑1筆で、合計面積が54㎡、総額〇〇,〇〇〇円で、10アール当たりの単価が、〇〇〇,〇〇〇円で、成立いたしました。今後の手続きとしまして、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定です。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議長	これより、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、質疑に入ります。1番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第2号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番については原案のとおり決定いたしました。農業委員4番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議長	——— 日程第5 議案第3号 ———
議長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページから8ページです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におかれましては、事前調査がなされ現地調査報告書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきましてご説明いたし

議 長 委員 事務局 議 長 事務局 議 長 委員	ます。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は117㎡で、売買による所有権移転です。以上で、1番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、2番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年6月16日、申請地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は長年、休耕地でありました。農業用機械倉庫を建てる計画であるとの説明を受けました。労働力は奥様と2人です。農業用機械は、耕運機等、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 補足をさせていただきます。この案件は、先月一度、申請が出され、現地調査を行ったところ、休耕田ではありましたが、倉庫が建っており、事務局で確認したところ、畜産用倉庫を建築しましたとの事でした。200㎡未満の倉庫であれば、許可不要との事で、今回の申請地は、117㎡との事、農業用倉庫に値するとの事で、3条と利用目的変更届を同時に提出するに至ったところです。 次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が4筆、畑が1筆で、面積は4,468㎡で、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年7月14日、申請地を調査し、譲受人への聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人、妻、息子、娘2名の5名です。農業用機械等は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、田植え機1台と、揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
--	---

議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、上名の畑が1筆で、面積は418㎡で、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番 推進委員です。調査報告いたします。令和6年7月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、傾斜地と狭地で、草払機等で管理できる為、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が2筆で、面積は731㎡で、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番 農業委員です。調査報告いたします。令和6年7月16日、譲受人の父と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。3年前までは、お父さんが管理していましたが、今回、家と農地を一緒にとの事です。取得後は、一般野菜、柑橘類の栽培を予定されています。農業用機械等は、耕運機1台、狩り払い機1台、所有していますが、他のトラクター等は、借り受けて作業するとの事でした。譲受人の労働力は、本人夫婦と両親の4人です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、平松の田が7筆、畑が1筆で、面積は4,023㎡で、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 5 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5 番 推進委員です。調査報告いたします。令和 6 年 7 月 1 6 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は親子の関係で、相続です。譲受人の労働力は 3 人で、農業用機械等は、揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町米丸の田が 1 筆で、面積は 1, 2 2 6 m ² で、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2 番 推進委員です。調査報告いたします。令和 6 年 7 月 1 4 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は奥さんと 2 人です。農業用機械等は、トラクター、コンバイン、揃っております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7 番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、中津野の田が 2 筆で、面積は 7 9 2 m ² で、売買による所有権移転です。譲渡人は、既にお亡くなりになっており、家庭裁判所の審判で選任された、財産管理人〇〇さんとなっております。以上で説明を終わります。
事務局	この申請地につきましては、昨年、5 条で、〇〇さんが、建築条件付きで造成しますで、許可が出ていたのですが、この 3 条の申請と同時に、取り消し願いが同時に提出されており、〇〇さんの計画が頓挫した状況になります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番 推進委員です。調査報告いたします。令和 6 年 7 月 16 日、譲受人宅を訪問し、現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。以前は水田でしたが、現在は、耕作されていない状況で、一般野菜を栽培すると聞いております。譲受人の労働力は、本人と兄夫婦の 3 名です。農業用機械等は、管理機、防除機、軽トラです。耕うんは友人に頼むとの事です。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、14 番農業委員です。下限面積が撤廃され、農地を持っていない方、農業に従事さえてない方も、農業に参入することでの申請であるかと思いますが、4 番の事案が、果樹を栽培するとの事、5 番は相続、贈与どちらなのか、お父さんが機械をもっているのか。
事務局	4 番については、義理のお父さんの機械を使うとの事で、計画にあがっております。5 番は生前贈与で、これもお父さんの機械を使うとの事です。
議 長	他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番について、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番については、原案のとおり決定いたしました。

——— 日程第6 議案第4号 ———	
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、9ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請者は、〇〇、申請地は加治木町反土の11筆と、面積は7,722㎡となっております。内、1筆が雑種地となっておりますが、現況が田との事で、今回、農地法の申請も同時に提出されております。令和4年11月7日に、駐車場の一時転用とのことで、令和7年9月30日までとの事で、5条許可しておりますが、事務所建替え工事の工程が遅れ、令和9年12月31日までの一時転用としての、事業計画変更であります。この後の、5条の、議案第6号の8番との関連案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、議案第6号の8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地と休耕田、南が市道と畑、北が市道です。申請実現の確実性としては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和9年12月31日までに、終了後、農地に復元することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1 番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1 番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第 7 議案第 5 号 ———
議 長	次に、日程第 7、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 10 ページになっております。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。それでは 1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町北の田が 2 筆で、面積は、2,632㎡です。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、山林となっております。申請理由は、耕作が困難なためクヌギを植林し山林としたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、農業委員 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地で、その他の農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 430m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が河川、西が里道、南が田と里道、北が宅地と水路です。4、5 年前までは、野菜を耕作していましたが鳥獣被害もあり、手前の橋も、トラクターが通れない状況であり、耕作者がおらず、クヌギを植えたいとの事があります。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
———— 日程第 8 議案第 6 号 ————	
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 10 番について、説明をお願いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 11 ページから 13 ページでございます。今月の申請件数につきましては、10 件であります。それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が 2 筆、面積は 1,090㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、1 区画の共同住宅用地として、造成したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約 200m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転

議 長	用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が2筆、面積は325㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣接地に経営している施設の駐車場として利用したいとの事です。また、建物を建てない駐車場になりますので、工事の完了の報告があった日から、3年間、6ヶ月ごとに、事業の実施状況を報告する事を、許可の条件に付したいと思います。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約40mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が里道、南が水路、北が里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆、面積は904㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、貸資材置場です。申請理由は、経営する建設業の事業拡大に伴い、不足する資材を確保したい、との事です。今回、始末書を添付されております。参考資料の21ページです。内容としましては、平成18年頃から事務所が設置されていたとの事です。現在は、事務所を撤去し現状回復しているところです。また、建物を建てない資材置場になりますので、工事の完了の報告があった日から、3年間、6ヶ月ごとに、事業の実施状況を報告する事を、許可の条件に付したいと思います。また、申請地の北側に田があり、通作路を確保する事と、話をしております。以上で説明を終わります。

議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 1 4 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、通作路を確保する事、であります。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。 4 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が 1 筆、面積は 1 9 8 m²となっております。隣接する宅地と一体利用で全事業面積は、8 0 8 . 7 1 m²となっております。所有権移転で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、貸資材置場です。申請理由は、資材置として利用し、事業拡大及び賃貸権を行いたいとの事です。また、建物を建てない資材置場になりますので、工事の完了の報告があった日から、3 年間、6 ヶ月ごとに、事業の実施状況を報告する事を、許可の条件に付したいと思います。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、8 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 3 6 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇と〇〇、土地の所在は、平松の畑が2筆、面積は1,522㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得し6区画の宅地造成をしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が私道と宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆、面積は718㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、共同住宅と駐車場です。申請理由は、申請地を取得し、共同住宅として賃貸アパートを建築したい、との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。

事務局	7 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の畑が 1 筆、面積は 2 4 1 m ² となっております。所有権移転で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請理由は、自己の住宅を建築したい、との事です。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 7 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8 番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が 1 1 筆、面積は 7, 7 2 2 m ² となっております。議案第 4 号の 1 番との関連案件になります。賃借権で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、駐車場です。申請理由は、事務所の建て替え工事により、社員駐車場が使用できなくなる為、との事です。令和 9 年 1 2 月 3 1 日迄の一時転用です。3 0 アール超過の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第 4 号の 1 番で、農業委員 1 0 番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、9 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、下名の田が 2 筆、畑が 1 筆、面積は 1, 7 8 2 m ² となっております。隣接する宅地と一体利用で全事業面積は、2, 0 2 5. 8 1 m ² となっております。所有権移転で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は、カフェとドックランと駐車場です。申請理由は、ドックラン併設のカフェ及び駐車場として利用したい、との事です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 4 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 4 番農業委員です。調査報告いたします。この農地は、農地パトロールで、長年確認していた農地になります。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 2 5 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が水路、南が水路、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 0 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	1 0 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が 4 筆、面積は 7 4 2 m ² となっております。隣接する宅地と一体利用で全事業面積は、9 8 8 . 6 1 m ² となっております。所有権移転で、農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、立地も良く需要も高いことから、3 区画の宅地造成をしたい、との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1 1 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 4 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が私道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 0 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、8番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 —— 日程第9 議案第7号 ——
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は14ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆、面積は117㎡となっております。農地区分は、第1種農地です。変更後の使用目的は、畜産用倉庫です。申請の理由としましては、畜産用農機具の保管倉庫と出入口として利用したいとのことです。この案件は、議案第3号の1との、関連案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約410mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が畑、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性として、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、工事用の砂、及び他材料の処分をお願いします、です。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳の田が2筆、面積は731㎡となっております。農地区分は、第2種農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請の理由としましては、現状のまま畑としたいとのことです。この案件は、議案第3号の4番との関連案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北に、約100mの位置です。1筆だったところに、真ん中に道路が通り、2筆となっております。被害防除現況としましては、1筆は、東が畑、西が市道、南が墓地、北が河川と畑です。もう1筆は、東が市道、西が山林と原野、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性として、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7、農地の利用目的変更届についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地の利用目的変更届についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号、農地の利用目的変更届についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
	——— 日程第10 議案第8号 ———
議 長	次に、日程第10、議案第8号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。

委員	議案第 8 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 15 ページになっております。今月の申請件数は 1 件となっております。1 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は蒲生町米丸の畑が 1 筆で 32 m ² です。農地区分は第 2 種農地、現況は宅地です。平成 5 年 4 月より、宅地の一部となっており、現在に至っているとの事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約 160 m の位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が畑、北が畑です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり 20 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
	———— 日程第 11 案第 9 号 ————
議長	次に、日程第 11、議案第 9 号、農業振興地域整備計画の変更（編入と除外）について、議題に供します。1 番から 6 番について、事務局の説明を求めます。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第9号、農業振興地域整備計画の変更（編入と除外）について、ご説明いたします。総会資料は16ページと17ページになります。今月は、農用地区域への編入が1件と、除外が5件となっております。なお、現地調査委員におきましては、農業振興地域促進協議会の委員のなかから、担当委員を選出し、現地調査を行っておりますので、よろしくお願いします。それでは、1番につきましてご説明いたします。編入申請で、申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町小山田の畑が2筆で7,805㎡。変更後の用途も畑で、予定となっております。また、昭和52年の県営畑地帯総合土地改良事業が実施された農地となっております。以上で説明を終わります。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。申請地が2筆に分かれておりますので、分けて説明いたします。申請地の位置は、〇〇番地は、〇〇から、西に、約30mの位置です。現況としましては、東が畑と原野、西が市道、南が市道、北が里道となっております。〇〇番地は、〇〇から、南西に、約600mの位置です。現況としましては、東が畑、西が水路、南が畑、北が水路となっております。申請実現の確実性としまして、すでに、畑として耕作しており、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
2 議長 事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきましてご説明いたします。2番以降は、すべて除外申請になっております。除外申請が通り次第、農地転用の申請が提出されます。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が1筆で659㎡。変更後の用途は資材置場の、予定となっております。また、平成21年の県営農村振興総合整備事業が実施された、完了から8年が経過している農地となっております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9 番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 2 9 0 m の位置です。現況としましては、東が田と宅地、西が田、南が水路、北が農道となっております。申請実現の確実性として、自己資金の計画もあり、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が 1 筆で、3 7 5 m ² のうち、1 7 5 m ² 。変更後の用途は駐車場の予定となっております。この申請地の道路むかいに、申請人が代表を務める〇〇があり、その事務所の駐車場として利用したいとの申請であります。すでに、事務所の駐車場として利用されており、参考資料の 7 8 ページに始末書を添付しております。残地につきましては、畑と鶏舎あり、そのまま利用となっております。平成 2 1 年の県営農村振興総合整備事業が実施された農地となっておりますが、すでに 8 年経過しているとの事であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9 番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 5 3 0 m の位置です。現況としましては、東が市道、西が畑、南が農道、北が畑となっております。申請実現の確実性として、すでに転用済であり、確実であると思われます。条件および特記事項は、既存施設特合計面積、3 5 4 m ² までの拡張です。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は

議 長 委員	加治木町木田の田が1筆で、734㎡のうち、480㎡。変更後の用途は資材置場となっております。申請地の隣接地が〇〇であり、代表者の奥さんに土地を分筆し、譲渡、売買により、法人の資材置場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約200mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が宅地と畑、南が市道、北が雑種地となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金の計画があり、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が1筆で、989㎡。変更後の用途は、5棟の建売住宅となっております。補助事業等はありませんが、隣接地との緩衝地を確保する事で、立会人と話し合いをしているところです。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約370mの位置です。現況としましては、東が市道、西が田、南が市道、北が田と畑となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金の計画があり、確実であると思われます。条件および特記事項は、西側との緩衝地の確保です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は大山の田が1筆で、9 3 5 m ² 。農振除外後、変更後の用途は2棟の建売住宅となっております。また、昭和46年の県営ほ場整備事業が実施された農地となっております。工事完了は、昭和56年で、8年は経過しているところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。現況としましては、東が市道、西が水路、南が宅地、北が水路となっております。耕作を断念したところでもあり、農振除外もやむを得ないものであります。申請実現の確実性として、自己資金の計画があり、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第9号、農業振興地域整備計画の変更（編入と除外）についての1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。編入が1件ありますが、新たな土地改良事業、基盤整備事業が実施されるのでしょうか。
委員	この地区では、漏水が多いものですから、更新事業をしております。全体を進めて行くので、その関係かと思います。
議 長	他にありませんか。それでは、お諮りいたします。議案第9号、農業振興地域整備計画の変更（編入と除外）についての、1番から6番について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第9号、農業振興地域整備計画の変更（編入と

	除外) についての、１番から６番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
	—— 日程第１２ ——
議 長	次に、日程第１２、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第１３ ——
議 長	次に、日程第１３、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第１４ ——
議 長	次に、日程第１２、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔農業者年金 農業新聞について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔県農業委員会大会について〕

議 長 事務局	〔活動記録簿について〕 〔公務災害補償制度について〕 それでは、以上をもちまして、令和6年7月、始良市農業委員会総会 を、閉会いたします。 姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____